

# 災害発生時における応急対策活動等に関する協定 公募要領

## 【災害対策用機械の運搬・操作等】

「災害発生時における応急対策活動等に関する協定」（以下、「本協定」という。）について、以下のとおり令和8年度から令和10年度の協定締結希望者を公募いたします。

本協定の締結を希望される方は、以下の「協定締結説明書」により、公募参加資格が確認できる申請書の提出をお願いいたします。

令和8年1月21日

四国地方整備局  
四国技術事務所長 田中 元幸

## 協定締結説明書

### 1. 協定概要

#### (1) 協定名

災害発生時における応急対策活動等に関する協定（別紙一）

#### (2) 活動の実施範囲・対象施設

下記の場所を基本とした応急対策活動等への協力を原則とする。

① 四国地方整備局が管理若しくは工事中の公共土木施設等（以下「所管施設等」という。）

② 四国地方整備局管内に位置する地方公共団体の所管施設等

③ 前二号に掲げるもののほか、大規模災害が発生した場合に四国地方整備局が要請する国内における四国地方整備局の管外の災害発生箇所（四国地方整備局の管外に位置する地方公共団体の所管施設等を含む。）

#### (3) 目的

地震、豪雨、台風、豪雪及び事故災害等の異常な現象下において、災害が発生、又は災害が発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に応急対策活動等を実施するために必要な協力を求めるときの手続きについて定め、もって被害の拡大の防止と被災施設等の早期復旧に資することを目的とする。

#### (4) 活動内容

上記活動の実施範囲・対象施設において、四国地方整備局徳島河川国道事務所、那賀川河川事務所、香川河川国道事務所、四国技術事務所、松山河川国道事務所、大洲河川国道事務所、高知河川国道事務所、中村河川国道事務所、土佐国道事務所（以下、「担当事務所」という。）が保有する災害対策用機械等（協定対象となる災害対策用

機械等は 1. (7) による。) について、自社で保有又は調達する建設資機材及び応急対策活動に必要な総括的な管理者、技能者（資格保有者）を確保し、現地に派遣することにより応急対策活動を実施する。

ただし、担当事務所にて契約している災害対策用機械の運営の役務については各契約役務を優先するものとする。

(5) 協定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までとする。

(6) 協定の解除

- ・本協定の解除については、協定締結者からの解除の申し出によるものとする。
- ・(5) の協定期間に中に 2. 公募参加資格の各要件を満たさないと判断される場合に四国技術事務所より通知することで解除できるものとする。

(7) 協定対象となる災害対策用機械等及び必要資格、必要機械は、別添一のとおりとする。

※各機械の概要は「別添（災害対策用機械概要）」のとおり。

## 2. 公募参加資格

公募参加資格は、以下のとおりとする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 申請書の提出期限において四国地方整備局における令和 7・8 年度一般競争参加資格のうち、「一般土木工事」又は「維持修繕工事」に認定されている者であること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき構成手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成 22 年度以降に元受けとして、国、地方公共団体又は旧公団等（「旧公団等」とは、H 7. 12. 8 条約第 23 号「政府調達に関する協定（抄）」付属書 I 付表 3 の機関を示す。）が発注した工事の施工実績を有すること。経常建設共同体にあっては、構成員の 1 社が平成 22 年度以降に元請けとして工事の施工実績を有していればよい。なお、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率にかかわらず構成員として施工を行った分担工事の実績に限る。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請がある者又は、当該状態が継続している者でない
- (6) 本協定の応急対策活動等を総括的に管理する者として、次に掲げる基準を満たす管理者を配置できること。（配置を予定する管理者は複数名でも良いものとする。）  
なお、配置予定の管理者は当該活動に専任の義務は有しないものとする。  
① 1 級土木施工管理技士若しくは 2 級土木施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これらと同等以上の資格を有する者」とは、

次の者をいう。

- ・ 1級建設機械施工管理技士の資格を有する者
- ・ 2級建設機械施工管理技士の資格を有する者
- ・ 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業土木」、「森林－森林土木」又は「水産－水産土木」とするものに限る。））の資格を有する者
- ・ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

また、国土交通大臣が認める別添1に示す登録基幹技能講習の修了者（当該工事の工事種別に応じた登録基幹技能者に限る）については、1級土木施工管理技士若しくは2級土木施工管理技士と同等以上の資格を有するものとして認める。

② 配置予定の技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日において3箇月以上の雇用関係にあることをいう。

③ 上記①、②について確認出来る書類を添付すること。該当書類が添付されない場合は、公募に参加できないことがある。

(7) 技能者については、災害が発生又は発生のおそれがある場合に本協定の応急対策活動等に必要な人員及び建設機械（オペレータ含む）を確保できること。

- ① 必要な人員は5人／班程度とする。（緊急時出動可能人数5人以上とする。）
- ② 対応可能機械（別記様式5）の作業可能な免許等を技能者（自社、協力会社）が保有していること。

(8) 一般道又は高規格幹線道路を利用して、営業拠点（建設業法の土木一式工事の許可を有する本店、支店又は営業所）から3時間以内に担当事務所に参集可能であること。

【徳島県内】徳島河川国道事務所、那賀川河川事務所

【香川県内】香川河川国道事務所、四国技術事務所

【愛媛県内】松山河川国道事務所、大洲河川国道事務所

【高知県内】高知河川国道事務所、中村河川国道事務所、土佐国道事務所

(9) 四国内に営業拠点を有すること。なお、経常建設共同企業体においては、四国内に構成員のうち代表者の本店を有すること。なお、営業拠点と希望担当事務所が同一県内に限ることはない。

(10) 公募参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）及び公募参加資格確認資料（以下、「資料」という。）の公募日から提出期限の日までの期間に、四国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

### 3. 協定締結者の決定に関する事項

- (1) 本協定の締結は、2.に掲げる公募参加資格を満たしている者全員とおこなう。
- (2) 公募参加資格の確認結果は、5.(1)に掲げる申請書を提出した者に書面により通知する。
- (3) 本協定の締結者は担当事務所に割り振り、活動を行う順番をくじ引きにより事前に決定するものとし、担当事務所と順番は書面により通知する。なお、維持工事受注者

又は災害対策用機械の運営役務受注者は、第1次活動者としてくじ引きから除外する。

- (4) 本公募による協定締結以降についても必要に応じて追加公募を予定している。  
追加公募で協定締結した者については、追加協定締結者のみでくじ引きにより順番を決定し、既存の順番の最後尾に追加するものとする。
- (5) 維持工事受注者又は災害対策用機械の運営役務受注者において、該当の契約が協定期間内で終了した場合は、担当事務所に書面により申し出るものとする。その場合の順番は、前項で決まった順番の最後尾に追加するものとする。
- (6) 本協定の締結者は活動を行う順番が回ってきた際には、担当事務所の担当者から出動の可否について確認を行い、可能な場合は要請に応じなければならない。ただし、その時点での諸事情等により拒否できるものとする。なお、拒否した場合にペナルティは与えないものとし、次回活動は再度出動の可否について確認するものとする。
- (7) 1回の活動期間は約9日間（引き継ぎ及び前後移動日も含む）を予定している。  
ただし、現場状況により期間は変更する場合がある。
- (8) 災害対策用機械で対応ができない機種がある場合でも本協定の締結は可能なもとする。

#### 4. 担当部署

〒761-0121 香川県高松市牟礼町牟礼1545

四国地方整備局 四国技術事務所 施工調査・技術活用課

TEL 087-845-3135

FAX 087-845-3998

電子メールアドレス 施工調査・技術活用課 受付 <skr-yongia70@mlit.go.jp>

#### 5. 公募参加資格の確認等

##### (1) 申請書の作成

協定の締結を希望する者は、下記の資料を作成し提出すること。

① 協定参加資格確認申請書【別記様式1】

② 過去の施工実績が確認できる書面（2.（4）関係）【別記様式2】

※CORINSに登録されていない場合は、工事の受注が確認できる書類（契約書の写し等）を提出すること。

③ 管理者の資格等を証明する書面（2.（6）関係）【別記様式3】

※技術者との雇用関係及び保有する資格が確認できる資料を提出すること。

④ 応急対策活動等に必要な人員、資格、建設機械が確認できる書面（2.（7）関係【別記様式4】）

⑤ 担当を希望する事務所及び参集可能時間が確認できる書面（2.（8）関係）【別記様式5】

⑥ 対応可能な災害対策用機械について【別記様式6】

##### (2) 申請書の提出

申請書の提出は以下のとおりとする。

① 提出方法： 申請書の提出は、持参、郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着。）又は電子メール送付（PDF（パスワード付））とする。

電子メール送付の場合は、送付後速やかに④．担当部署まで電話にて受信確認を行うものとし、合わせてパスワードを連絡すること。

② 提出期間： 令和8年1月21日（水）から令和8年2月20日（金）までの閉  
　　庁日を除く、毎日午前9時から午後5時までとする。

③ 提出場所： ④．担当部署に同じ。

(3) 申請書作成等に対する質問・回答

申請書の作成等に対する質問は、書面等（様式は自由）により提出すること。

なお、質問に対する回答はその都度、書面等によりおこなうものとする。

① 提出方法： 持参・郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着。）又は電子メール  
　　送付（P D F（パスワード付））とする。

電子メール送付の場合は、送付後速やかに④．担当部署まで電話にて受信確認  
　　を行うものとし、合わせてパスワードを連絡すること。

② 提出期間： 令和8年1月21日（水）から令和8年2月18日（水）までの閉  
　　庁日を除く、毎日午前9時から午後5時までとする。

③ 提出場所： ④．担当部署に同じ。

(4) 災害対策用機械等の現車確認

申請書の作成等にあたり、災害対策用機械等の現車確認をおこなうことができる。

① 確認申請先： 担当事務所の連絡先は以下のとおり。

徳島河川国道事務所 防災課

TEL 088-654-9610、メール skr-tokusa57@mlit.go.jp

那賀川河川事務所 工務課

TEL 0884-22-6461、メール skr-nakaga40@milt.go.jp

香川河川国道事務所 防災課

TEL 087-821-1637、メール skr-kagawa56@milt.go.jp

四国技術事務所 施工調査・技術活用課

TEL 087-845-3135、メール skr-yongia70@milt.go.jp

松山河川国道事務所 防災課

TEL 089-972-7289、メール skr-matuya55@milt.go.jp

大洲河川国道事務所 河川管理課

TEL 0893-24-6517、メール skr-oozuka52@milt.go.jp

高知河川国道事務所 河川管理課

TEL 088-833-6904、メール skr-kouchi52@milt.go.jp

中村河川国道事務所 施設管理課

TEL 0880-34-7331、メール skr-nakamura64@milt.go.jp

土佐国道事務所 防災情報課

TEL 088-885-4829、メール skr-tosaka70@milt.go.jp

② 確認期間： 令和8年1月21日（水）から令和8年2月18日（水）までの閉  
　　庁日を除く、毎日午前9時から午後5時までとする。

確認に際しては、該当する事務所から申請者に対して連絡を行い、確認実施日、  
　　確認場所を決定する。

(5) その他

- ① 申請書（追加資料を含む）の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- ② 提出された申請書（追加資料を含む）は、公募資格確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書（追加資料を含む）は返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書（追加資料を含む）の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 契約締結及び費用の支払い

本協定締結後において出動を要請した場合は、速やかに当該出動要請に係る実施契約を担当事務所長と締結するものとし、出動及び現地における復旧支援活動等に要した費用は、協定及び締結した契約に基づき請求内容を精査した上で支払うものとする。

- ⑥ 災害対策用機械等について、習熟を目的とした四国技術事務所又は担当事務所が実施する操作訓練に可能な範囲で参加するものとする。なお訓練に参加する費用は無償とする。
- ⑦ 本協定により出動した応急対策活動等が、「災害時における緊急復旧等の実績確認書交付申請要領（四国地方整備局企画部技術管理課制定）」第3条により実績として確認された場合は、「四国地方整備局における総合評価落札方式の実施方針」に基づき評価される。
- ⑧ 協定締結企業名、派遣の順番については、担当事務所のホームページにおいて公示する。

公募参加資格確認申請書  
【災害対策用機械の運搬・操作等】

令和〇〇年〇〇月〇〇日

担当官

四国地方整備局

四国技術事務所長 田中 元幸 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

令和8年月日付けで募集のありました「災害発生時における応急対策活動等に関する協定」に係る弊社の応募資格について確認されたく、公募要領に定められた下記の資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 協定締結説明書5.(1)②に定める施工実績を記載した書面
- 2 協定締結説明書5.(1)③に定める管理者の資格等を記載した書面
- 3 協定締結説明書5.(1)④に定める応急対策活動等に必要な人員、資格、建設機械を記載した書面
- 4 協定締結説明書5.(1)⑤に定める担当を希望する事務所及び参集可能時間を記載した書面
- 5 協定締結説明書5.(1)⑥に定める対応可能な災害対策用機械について記載した書面

本申請書の記載内容に関する問い合わせ先

担当者氏名：  
フリガナ □□ □□

所属部署： ○○本店 ○○部 ○○課

電話番号等：  
TEL ( ) -  
FAX ( ) -

(別記様式2)

(用紙A4)

## 施工実績

会社名:

工事・役務名称等	工事名(役務名)	
	発注機関名	
	受注者名	
	施工場所	(都道府県名・市町村名・地先名)
	最終契約金額	
	工期	年月日～年月日
	受注形態	単体／JV(出資比率)
工事内容	主な施工工種、構造形式、規模・寸法、使用機材・数量、施工方法、等	
CORINSへの登録の有無	有り(登録番号:)・無し	

- 注)・公募要領において明示した公募参加資格等を確認できる内容で記載すること。  
・CORINS登録有りとする場合は、登録内容を事前に確認しておくこと。  
・CORINSに登録されていない等で施工実績が証明できない場合は、工事の工事実績が確認できる書面(工事の実績が確認できる契約書類／施工計画書等)の写しを添付すること。  
・記入する施工実績の発注機関名は、当該工事の契約日における名称とすること。  
・契約金額には、出資比率に係わらず当該工事金額を記載すること。  
・工事(役務)が完成し、引渡しが済んでいるものに限り記載すること。

(別記様式3)

(用紙A4)

## 管 理 者 の 資 格

会社名 :

管理者の氏名 <small>(フリガナ)</small>	管理者
生年月日 (和暦)	昭和・平成 年 月 日
保有する資格	(取得年及び登録番号)

※配置予定の管理者が複数の場合は各々記入すること。

※配置予定の管理者に必要な資格・雇用関係等の確認ができる資料の写しを提出すること。

雇用関係の確認ができる資料として健康保険証の写し等を添付する場合、保険者番号及び被保険者等記号・番号についてマスキングのうえ提出すること。

## 応急対策活動等に必要な人員、資格、建設機械

会社名 :

## (1) 緊急時出動可能な技能者の人員

自社	協力会社	合計
人	人	人

※出動可能な総人数を記入

## (2) 緊急時出動可能な技能者の人員の保有資格

資格区分	自社	協力会社
自動車運転免許（大型または中型）	人	人
自動車運転免許（中型8t限定）	人	人
自動車運転免許（準中型）	人	人
玉掛け技能講習修了者	人	人
車両系建設機械（整地・運搬・積込・掘削用）運転技能講習修了者	人	人
車両系建設機械（解体用）運転技能講習修了者	人	人
1級又は2級建設機械施工管理技士 (ただし、第2種に限る)	人	人
移動式クレーン運転免許又は 小型移動式クレーン運転技能講習修了者	人	人

## (3) 緊急時出動可能建設機械

車両区分	自社	協力会社	リース
セルフローダ(積載8t以上)	台	台	台
トレーラ又はセルフローダ(積載13t以上)	台	台	台
トレーラ(積載23t以上)	台	台	台
クレーン付トラック(積載4t)	台	台	台

※四国技術事務所の担当を希望する業者のみ記載するものとする。

(別記様式5)

(用紙A4)

### 希望担当事務所及び収集可能時間

会社名 :

#### (1) 希望担当事務所及び収集可能時間

希望担当事務所	収集可能時間	距離
第1希望	時間 分	k m
第2希望	時間 分	k m

※上記「希望担当事務所」については、申請者で第3希望、第4希望…と行を増やして追記可能です。

※営業拠点から希望事務所までの時間と距離とする。

※一般道利用時は35km/h、高速道利用時は70km/hで計算するものとする。

または、インターネット等によるルート検索結果でもよい。その場合は検索結果画面を添付すること。

複数事務所の担当を希望する場合は○印を付してください。 **複数事務所で担当希望**

- 希望する担当事務所が集中する場合は、収集可能時間の要件を満たす範囲で割り振りを行う。
- 協定締結者から担当事務所内でくじ引きによる活動の順番を決定する。
- 維持工事受注者又は担当事務所で役務契約を締結している受注者は、第1次活動者としてくじ引きから除外する。
- 第1次活動者以外の協定締結者は、活動後は担当事務所の最後尾の順とする。
- 第1次活動者で活動後は、担当事務所の最後尾の順とする。

(別記様式6)

## 対応可能な災害対策用機械について

- ・対応可能な下記の災害対策用機械についてチェック（レ点）をお願いします。

- 排水ポンプ車（30m<sup>3</sup>/min 軽量水中ポンプ）一般揚程
- 排水ポンプ車（30(15)m<sup>3</sup>/min 軽量水中ポンプ）高揚程
- 排水ポンプ車（60(30)m<sup>3</sup>/min 軽量水中ポンプ）高揚程
- 照明車
- 対策本部車
- 待機支援車
- 遠隔操縦式バックホウ（後方超旋回型 0.45m<sup>3</sup>）
- 遠隔操縦式バックホウ（分解組立型 1.0m<sup>3</sup>）
- 簡易遠隔操縦装置（ロボQS）
- 散水車（給水装置付 6,300L）
- 標識車（LED 標識装置）
- 橋梁点検車
- 土のう造成機
- 衛星通信車
- 可搬型衛星通信装置（Ku-SAT）
- 路面清掃車（ブラシ式）
- 側溝清掃車（ロータリープロア式）
- 排水管清掃車（ジェット式）
- 排水管清掃車（水循環式）

- 凍結防止剤散布車（乾式 6×4 スノープラウ付）
- 凍結防止剤散布車（湿潤式 4×4、6×4 スノープラウ付）
- 凍結防止剤散布機
- 小型除雪機

## 協定参加資格確認申請書提出時のチェックリスト

公募参加資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認下さい。

【申請書（別記様式1）】

【会社の施工実績（別記様式2）】

工事成績評定通知書の写し

→当該工事実績が大臣官房官庁営繕部発注の工事又は地方整備局発注の工事の場合

施工実績を確認できる書面（CORINS 実績又は契約書の写し等）

→当該工事実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局発注以外の工事の場合

【管理者の資格（別記様式3）】

直接的かつ恒常的(3箇月以上)な雇用関係が確認できる資料

→（健康保険被保険者証、監理技術者証等（コピー））

管理者の保有する資格を証明する書面の写し

【応急対策活動等に必要な人員、資格、建設機械（別記様式4）】

緊急時出動可能人員

→5人以上が参加要件。

【希望担当事務所及び参集可能時間（別記様式5）】

参集可能時間

→インターネット等によるルート検索結果画面

【対応可能な災害対策用機械について（別記様式6）】

これらの添付資料が未提出の場合、参加資格が無効となりますので、ご注意下さい。

【別添-1】

**徳島河川国道事務所 保有機械**

必要資格		必要機械(※1) (オペレータ付)
<b>◆排水ポンプ車 [30m<sup>3</sup>/min 軽量水中ポンプ式] ×1台</b>		-
必要資格	自動車運転免許(中型)	-
<b>◆排水ポンプ車 [60m<sup>3</sup>/min 軽量水中ポンプ式] ×6台</b>		-
必要資格	自動車運転免許(大型)	-
<b>◆照明車 ×6台</b>		-
必要資格	自動車運転免許(中型)8t未満	-
<b>◆待機支援車 ×1台</b>		-
必要資格	自動車運転免許(準中型)5t未満	-
<b>◆標識車(LED標識装置) ×1台</b>		-
必要資格	自動車運転免許(準中型)5t未満	-
<b>◆衛星通信車 ×1台</b>		-
必要資格	自動車運転免許(準中型)7.5t未満	-
<b>◆可撤型衛星通信装置(Ku-SAT) ×1台</b>		-
必要資格	なし	-
<b>◆路面清掃車(ブラシ式) ×1台</b>		-
必要資格	自動車運転免許(大型)	-
<b>◆排水管清掃車(水循環式) ×1台</b>		-
必要資格	自動車運転免許(大型)	-
<b>◆凍結防止剤散布車(湿润式6×4スノーブラウ付) ×1台</b>		-
必要資格	自動車運転免許(大型)	-
<b>◆凍結防止剤散布機 ×9台</b>		クレーン付トラック (積載4t以上) 9台
必要資格	なし	クレーン付トラック (積載4t以上) 3台
<b>◆小型除雪機(除雪幅0.7m)×2台、(除雪幅0.8m)×1台</b>		
必要資格	なし	

※1 必要機械(オペレータ付)については協力会社でも可とする。

なお、記載の機械以外に、作業員等の移動用としてライトバン等が必要となる場合がある。

## 那賀川河川事務所 保有機械

必要資格		必要機械(※1) (オペレータ付)
<b>◆排水ポンプ車 [30m<sup>3</sup>/min 軽量水中ポンプ式] ×2台</b>		-
必要資格	自動車運転免許(中型)	-
<b>◆排水ポンプ車 [60m<sup>3</sup>/min 軽量水中ポンプ式] ×2台</b>		-
必要資格	自動車運転免許(大型)	-
<b>◆照明車 ×2台</b>		-
必要資格	自動車運転免許(中型)8t未満	-
<b>◆待機支援車 ×1台</b>		-
必要資格	・待機支援車:自動車運転免許(準中型)7.5t未満	-
<b>◆可搬型衛星通信装置(Ku-SAT) ×1台</b>		-
必要資格	なし	-

※1 必要機械(オペレータ付)については協力会社でも可とする。

なお、記載の機械以外に、作業員等の移動用としてライトバン等が必要となる場合がある。

## 香川河川国道事務所 保有機械

必要資格		必要機械(※1) (オペレータ付)
<b>◆排水ポンプ車 [30m<sup>3</sup>/min 軽量水中ポンプ式] ×2台</b>		-
必要資格	自動車運転免許(中型)	
<b>◆照明車 ×2台</b>		-
必要資格	自動車運転免許(中型)8t未満	
<b>◆散水車(給水装置付) ×1台</b>		-
必要資格	自動車運転免許(大型)	
<b>◆標識車(LED標識装置) ×1台</b>		-
必要資格	自動車運転免許(準中型)5t未満	
<b>◆可搬型衛星通信装置(Ku-SAT) ×1台</b>		-
必要資格	なし	
<b>◆路面清掃車(ブラシ式) ×1台</b>		-
必要資格	自動車運転免許(大型)	
<b>◆側溝清掃車(ロータリープロア式) ×1台</b>		-
必要資格	自動車運転免許(大型)	
<b>◆凍結防止剤散布車(湿润式6×4スノーブラウ付) ×1台</b>		-
必要資格	自動車運転免許(大型)	
<b>◆凍結防止剤散布機 ×4台</b>		クレーン付トラック (積載4t以上) 4台
必要資格	なし	
<b>◆小型除雪機(除雪幅0.7m)×2台</b>		クレーン付トラック (積載4t以上) 2台
必要資格	なし	

※1 必要機械(オペレータ付)については協力会社でも可とする。

なお、記載の機械以外に、作業員等の移動用としてライトバン等が必要となる場合がある。

## 四国技術事務所 保有機械

必要資格		必要機械(※1) (オペレータ付)
<b>◆排水ポンプ車 [30m<sup>3</sup>/min 軽量水中ポンプ式] ×2台</b>		-
必要資格	自動車運転免許(中型)	-
<b>◆照明車 ×2台</b>		-
必要資格	自動車運転免許(中型)8t未満	-
<b>◆対策本部車 ×1台</b>		-
必要資格	・対策本部車:自動車運転免許(中型)	-
<b>◆待機支援車 ×1台</b>		-
必要資格	自動車運転免許(準中型)7.5t未満	-
<b>◆バックホウ [遠隔操縦式 バケット容量0.45m<sup>3</sup>] ×1台</b>		セルフローダ又は トレーラ(積載13t 以上) 1台
必要資格	・車両系建設機械運転技能講習修了者(整地・運搬・積込用・掘削用)、(解体) ・1級又は2級建設機械施工技士((ただし、第2種に限る))	1台
<b>◆分解型バックホウ [遠隔操縦式 バケット容量1.0m<sup>3</sup>] ×1台</b>		トレーラ(積載23t 以上) 1台
必要資格	・車両系建設機械運転技能講習修了者(整地・運搬・積込用・掘削用)、(解体) ・1級又は2級建設機械施工技士((ただし、第2種に限る))	1台
<b>◆橋梁点検車 ×2台</b>		-
必要資格	自動車運転免許(大型) ・労働安全衛生法による技能講習終了証(高所作業車)	-
<b>◆土のう造成機 ×1台</b>		クレーン付トラック (積載4t以上) 1台
必要資格	なし	1台
<b>◆衛星通信車 ×1台</b>		-
必要資格	自動車運転免許(準中型)7.5t未満	-

※1 必要機械(オペレータ付)については協力会社でも可とする。

なお、記載の機械以外に、作業員等の移動用としてライトバン等が必要となる場合がある。

## 松山河川国道事務所 保有機械

必要資格		必要機械(※1) (オペレータ付)
<b>◆排水ポンプ車 [30m<sup>3</sup>/min 軽量水中ポンプ式] ×1台</b>		-
必要資格	自動車運転免許(中型)	-
<b>◆排水ポンプ車 [60m<sup>3</sup>/min 軽量水中ポンプ式] ×1台</b>		-
必要資格	自動車運転免許(大型)	-
<b>◆照明車 ×3台</b>		-
必要資格	自動車運転免許(中型)8t未満	-
<b>◆対策本部車 ×1台</b>		-
必要資格	自動車運転免許(大型)	-
<b>◆待機支援車 ×1台</b>		-
必要資格	自動車運転免許(準中型)7.5t未満	-
<b>◆散水車(給水装置付) ×1台</b>		-
必要資格	自動車運転免許(大型)	-
<b>◆標識車(LED標識装置) ×1台</b>		-
必要資格	自動車運転免許(準中型)7.5t未満	-
<b>◆衛星通信車 ×1台</b>		-
必要資格	自動車運転免許(準中型)7.5t未満	-
<b>◆可搬型衛星通信装置(Ku-SAT) ×1台</b>		-
必要資格	なし	-
<b>◆路面清掃車(ブラシ式) ×1台</b>		-
必要資格	自動車運転免許(大型)	-
<b>◆側溝清掃車(ロータリープロア式) ×1台</b>		-
必要資格	自動車運転免許(大型)	-
<b>◆排水管清掃車(ジェット式) ×1台</b>		-
必要資格	自動車運転免許(大型)	-
<b>◆凍結防止剤散布車(乾式6×4スノープラウ付) ×2台</b>		-
必要資格	自動車運転免許(大型)	-
<b>◆凍結防止剤散布車(湿潤式6×4スノープラウ付) ×2台</b>		-
必要資格	自動車運転免許(大型)	-
<b>◆凍結防止剤散布機 ×7台</b>		クレーン付トラック (積載4t以上) 7台
必要資格	なし	7台
<b>◆小型除雪機(除雪幅0.6m)×3台、(除雪幅0.8m)×3台</b>		クレーン付トラック (積載4t以上) 6台
必要資格	なし	6台

※1 必要機械(オペレータ付)については協力会社でも可とする。

なお、記載の機械以外に、作業員等の移動用としてライトバン等が必要となる場合がある。

## 大洲河川国道事務所 保有機械

必要資格	必要機械(※1) (オペレータ付)
◆排水ポンプ車 [30m <sup>3</sup> /min 軽量水中ポンプ式] ×5台	-
必要資格 自動車運転免許(中型)	
◆排水ポンプ車 [60m <sup>3</sup> /min 軽量水中ポンプ式] ×2台	-
必要資格 自動車運転免許(大型)	
◆照明車 ×3台	-
必要資格 自動車運転免許(中型)8t未満	
◆待機支援車 ×1台	-
必要資格 自動車運転免許(準中型)7.5t未満	
◆可搬型衛星通信装置(Ku-SAT) ×1台	-
必要資格 なし	
◆凍結防止剤散布車(乾式6×4スノーブラウ付) ×1台	-
必要資格 自動車運転免許(大型)	
◆凍結防止剤散布車(湿潤式4×4スノーブラウ付) ×1台	-
必要資格 自動車運転免許(中型)	
◆凍結防止剤散布車(湿潤式6×4スノーブラウ付) ×2台	-
必要資格 自動車運転免許(大型)	
◆凍結防止剤散布機 ×4台	クレーン付トラック (積載4t以上) 4台
必要資格 なし	
◆小型除雪機(除雪幅0.8m) ×3台	クレーン付トラック (積載4t以上) 3台
必要資格 なし	

※1 必要機械(オペレータ付)については協力会社でも可とする。

なお、記載の機械以外に、作業員等の移動用としてライトバン等が必要となる場合がある。

## 高知河川国道事務所 保有機械

必要資格		必要機械(※1) (オペレータ付)
<b>◆排水ポンプ車 [30m<sup>3</sup>/min 軽量水中ポンプ式] ×5台</b>		-
必要資格	自動車運転免許(中型)	
<b>◆排水ポンプ車 [60m<sup>3</sup>/min 軽量水中ポンプ式] ×1台</b>		-
必要資格	自動車運転免許(大型)	
<b>◆照明車 ×3台</b>		-
必要資格	自動車運転免許(中型)8t未満	
<b>◆可搬型衛星通信装置(Ku-SAT) ×1台</b>		-
必要資格	なし	

※1 必要機械(オペレータ付)については協力会社でも可とする。

なお、記載の機械以外に、作業員等の移動用としてライトバン等が必要となる場合がある。

## 中村河川国道事務所 保有機械

必要資格		必要機械(※1) (オペレータ付)
<b>◆排水ポンプ車 [30m<sup>3</sup>/min 軽量水中ポンプ式] ×3台</b>		-
必要資格	自動車運転免許(中型)	-
<b>◆排水ポンプ車 [60m<sup>3</sup>/min 軽量水中ポンプ式] ×2台</b>		-
必要資格	自動車運転免許(大型)	-
<b>◆照明車 ×4台</b>		-
必要資格	自動車運転免許(中型)8t未満	-
<b>◆待機支援車 ×1台</b>		-
必要資格	自動車運転免許(普通)	-
<b>◆簡易遠隔操縦装置(ロボQS) ×1台</b>		-
必要資格	・車両系建設機械運転技能講習修了者(整地・運搬・積込用・掘削用)、(解体) ・1級又は2級建設機械施工技士((ただし、第2種に限る)	-
<b>◆土のう造成機 ×1台</b>		クレーン付トラック (積載4t以上) 1台
必要資格	なし	-
<b>◆衛星通信車 ×1台</b>		-
必要資格	自動車運転免許(準中型)7.5t未満	-
<b>◆可搬型衛星通信装置(Ku-SAT) ×1台</b>		-
必要資格	なし	-
<b>◆凍結防止剤散布車(湿润式4×4スノーブラウ付) ×2台</b>		-
必要資格	自動車運転免許(大型)	-
<b>◆凍結防止剤散布機 ×3台</b>		クレーン付トラック (積載4t以上) 3台
必要資格	なし	-
<b>◆小型除雪機(除雪幅0.8m) ×2台</b>		クレーン付トラック (積載4t以上) 2台
必要資格	なし	-

※1 必要機械(オペレータ付)については協力会社でも可とする。

なお、記載の機械以外に、作業員等の移動用としてライトバン等が必要となる場合がある。

## 土佐国道事務所 保有機械

必要資格		必要機械(※1) (オペレータ付)
<b>◆照明車 ×3台</b>		-
必要資格	自動車運転免許(中型)8t未満	-
<b>◆対策本部車 ×1台</b>		-
必要資格	自動車運転免許(中型)	-
<b>◆待機支援車 ×2台</b>		-
必要資格	自動車運転免許(準中型)7.5t未満 ×1台、5t未満 ×1台	-
<b>◆散水車(給水装置付) ×1台</b>		-
必要資格	自動車運転免許(大型)	-
<b>◆標識車(LED標識装置) ×1台</b>		-
必要資格	自動車運転免許(準中型)5t未満	-
<b>◆衛星通信車 ×1台</b>		-
必要資格	自動車運転免許(準中型)7.5t未満	-
<b>◆路面清掃車(ブラシ式) ×1台</b>		-
必要資格	自動車運転免許(大型)	-
<b>◆側溝清掃車(ロータリープロア式) ×1台</b>		-
必要資格	自動車運転免許(大型)	-
<b>◆排水管清掃車(ジェット式) ×1台</b>		-
必要資格	自動車運転免許(大型)	-
<b>◆凍結防止剤散布車(湿润式4×4スノーブラウ付) ×1台</b>		-
必要資格	自動車運転免許(大型)	-
<b>◆凍結防止剤散布車(湿润式6×4スノーブラウ付) ×1台</b>		-
必要資格	自動車運転免許(大型)	-
<b>◆凍結防止剤散布機 ×6台</b>		クレーン付トラック (積載4t以上) 6台
必要資格	なし	クレーン付トラック (積載4t以上) 4台
<b>◆小型除雪機(除雪幅0.8m) ×2台、(除雪幅0.9m) ×2台</b>		クレーン付トラック (積載4t以上) 4台
必要資格	なし	クレーン付トラック (積載4t以上) 4台

※1 必要機械(オペレータ付)については協力会社でも可とする。

なお、記載の機械以外に、作業員等の移動用としてライトバン等が必要となる場合がある。

## 別添（災害対策用機械概要）

### 排水ポンプ車 [30m<sup>3</sup>/min (又は60m<sup>3</sup>/min) 軽量水中ポンプ式]

#### 【使用目的】

大雨等による浸水被害が発生した箇所へ出動し、搭載している排水ポンプを使って排水作業をおこなう車両である。

排水作業に必要な機材（ポンプ・ホース・発電機）を1台の車両に全て搭載している。

#### 【車両概要】

- 7. 5 m<sup>3</sup>／分の排水量を持つ水中ポンプを4台搭載。
- 5. 0 m<sup>3</sup>／分の排水量を持つ水中ポンプを6台搭載。  
(総排水量 30 m<sup>3</sup>／分)
- 5. 0 m<sup>3</sup>／分の排水量を持つ水中ポンプを12台搭載。  
(総排水量 60 m<sup>3</sup>／分)
- ポンプは1台あたり35kgと軽量で2名で設置が可能。
- 排水ホースはポンプ1台あたり50m。（20m×2本，10m×1本）
- 発電機と大容量の燃料タンクを搭載しており、連続24時間程度の運転が可能。
- 照明装置を搭載しており夜間の作業も可能。



別添（災害対策用機械概要）

照明車 [2kW(又は1.2kW) ×6灯 (ITV付又はIPカメラ付) 20.3m]

**【使用目的】**

夜間の災害現場等において、搭載している発電機、照明装置を使って応急対策作業の支援をおこなう車両である。

伸縮するブームに照明装置が設置されており、ブームを伸ばすことにより約20mの高さから照らすことが可能である。

**【車両概要】**

- ・ 2 kW (又は1.2 kW) の照明灯を6灯搭載。
- ・ ブームは最大高さ20.3mまで伸ばすことが可能。
- ・ 発電機と大容量の燃料タンクを搭載しており、連続24時間程度の運転が可能。
- ・ ITVカメラ又はIPカメラを搭載しており映像出力が可能。



別添（災害対策用機械概要）

散水車（給水車） [6,300L 給水装置付]

**【使用目的】**

渴水時における飲料水、生活用水を確保し提供する車両

**【車両概要】**

- ・ 6,300L の水を搭載可能。
- ・ 給水装置にて給水活動が可能。



## 別添（災害対策用機械概要）

### バックホウ [遠隔操縦式 バケット容量0.45m<sup>3</sup>]

#### 【使用目的】

土砂崩れ等による土砂除去に使用する機械であり、2次災害の恐れのある箇所での復旧作業では遠隔操作により、安全な場所から作業をおこなうことができる。

操縦室内での切り替え操作により、通常のバックホウ同様、搭乗操作も可能である。



#### 【機械概要】

- ・バケット容量0.45m<sup>3</sup>の中型バックホウ。
- ・約300m離れた場所からの遠隔操作が可能。
- ・公道を自走できないため、運搬には13t積載可能なトラック又はトレーラが必要。  
(機械質量12,950kg、機械幅2,490mm)
- ・機械の運転には以下のいずれかの資格が必要。
  - ①車両系建設機械運転技能講習修了者（整地・運搬・積込み用及び掘削用）
  - ②車両系建設機械運転技能講習修了者（解体）※油圧ブレーカを使用する場合
  - ③1級又は2級建設機械施工技士  
(ただし、第2種に相当する操作施工法を選択したもの)

## 別添（災害対策用機械概要）

### 分解型バックホウ [遠隔操縦式 バケット容量 1.0m<sup>3</sup>]

#### 【使用目的】

土砂崩れ等による土砂除去に使用する機械であり、2次災害の恐れのある箇所での復旧作業では遠隔操作により、安全な場所から作業をおこなうことができる。

操縦室内での切り替え操作により、通常のバックホウ同様、搭乗操作も可能である。



#### 【機械概要】

- ・バケット容量 1.0 m<sup>3</sup>の大型バックホウ。
- ・車体は各 13 ブロックに分割可能。
- ・約 150 m 離れた場所からの遠隔操作が可能。
- ・公道を自走できないため、運搬には 23 t 積載可能なトラック又はトレーラが必要。  
(機械質量 22,400kg、機械幅 2,980mm)
- ・機械の運転には以下のいずれかの資格が必要。
  - ①車両系建設機械運転技能講習修了者（整地・運搬・積込み用及び掘削用）
  - ②車両系建設機械運転技能講習修了者（解体）※油圧ブレーカ・クラッップルを使用する場合
  - ③1級又は2級建設機械施工技士  
(ただし、第2種に相当する操作施工法を選択したもの)

別添（災害対策用機械概要）

### 簡易遠隔操縦装置（ロボQS）

【使用目的】2次災害の恐れのある災害箇所（土砂崩れ、岩盤崩落）での復旧作業

【機械概要】汎用建設機械（バックホウ）に装着し、無線による遠隔操縦が可能な装置

- ・機械の運転には以下のいずれかの資格が必要。

- ①車両系建設機械運転技能講習修了者（整地・運搬・積込み用及び掘削用）
- ②車両系建設機械運転技能講習修了者（解体）※油圧ブレーカ・クラップルを使用する場合
- ③1級又は2級建設機械施工技士

（ただし、第2種に相当する操作施工法を選択したもの）



### 土のう造成機

【使用目的】

河川の氾濫が予想される等、大量に土のうが必要となった時に機械的に土のうを作製する機械である。走行装置を有していることから現場内での移動が容易におこなえる。



【機械概要】

- ・製造能力は最大時180～200袋／時で運転操作は2人で可能。

- ・土のう袋への土詰め、結束が自動的におこなえる。
- ・機械重量が 1,800kg でありクレーン付きトラック 4 t での運搬が可能。
- ・走行装置を装備しており、現場内での小移動が可能。
- ・機械の運転に資格は必要としない。

## 衛星通信車

**【使用目的】**災害現場の状況を、映像・電話・データ通信により災害対策本部に伝える  
**【車両概要】**静止衛星を利用して、映像などを送受信できる装置を搭載した車両



## 可搬型衛星通信装置（Ku-SAT）

**【使用目的】**災害現場の状況を、映像・電話・データ通信により災害対策本部に伝える  
**【装置概要】**静止衛星を利用して、映像などを送受信できる装置



別添（災害対策用機械概要）

## 対策本部車

【使用目的】災害時の現地対策本部として使用

【車両概要】荷室部分が両サイドに拡幅



## 待機支援車

【使用目的】災害現場での打合せ、休憩場所として使用

【車両概要】テーブル、簡易ベッド、発電機等を装備



別添（災害対策用機械概要）

### 路面清掃車（ブラシ式）

【使用目的】災害時の路面上の汚泥、砂塵等の清掃として使用

【車両概要】車道路面を清掃



### 側溝清掃車（ロータリープロア式）

【使用目的】災害時の側溝や集水枠に堆積した汚泥等の清掃として使用

【車両概要】側溝や集水枠を回収（吸引）による清掃



別添（災害対策用機械概要）

### 排水管清掃車（ジェット式）（水循環式）

【使用目的】災害時の側溝や集水枡、横断管に堆積した汚泥等の清掃として使用

【車両概要】側溝や集水枡、横断管の汚泥等をジェット噴射による除去



### 橋梁点検車

【使用目的】災害時の橋梁や高架橋の被災状況の確認、点検として使用

【車両概要】橋梁や高架橋の確認や点検、補修



別添（災害対策用機械概要）

### 標識車（L E D 標識装置）

【使用目的】災害時等での一般通行車両や住民の誘導、情報提供等として使用

【車両概要】大型 L E D 標識装置を搭載した車両



別添（災害対策用機械概要）

## 凍結防止剤散布車（乾式 6×4 スノープラウ付）

### (湿潤式 4×4、6×4 スノープラウ付)

【使用目的】車道路面の凍結防止による、スリップ事故等の抑制およびスロープラウによる除雪作業

【車両概要】車道路面に凍結防止剤を散布および除雪

- ・ホッパ容量 4.0m<sup>3</sup>～6.0m<sup>3</sup>（乾式）、3.4m<sup>3</sup>～5.0m<sup>3</sup>（湿潤式）



## 凍結防止剤散布機

【使用目的】車道路面の凍結防止による、スリップ事故等の抑制

【車両概要】車道路面に凍結防止剤を散布



別添（災害対策用機械概要）

### 小型除雪機

【使用目的】降雪時における歩道等の早期安全確保

【車両概要】歩道等の除雪作業に使用する機械

